

岡山市立小学校講師の懲戒等について

令和7年9月30日開催の教育委員会定例会において、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 被処分者

岡山市立岡山中央小学校 講師 20代 男性

2 処分内容

免職

3 事案の概要

当該講師は、令和7年7月5日(土)15時頃から18時20分頃までの間、自宅でSNSで知り合った女性に対し、18歳未満であることを知りながら現金を供与し、性交等を行いました。

本事案について教育委員会が本人に事実確認をしました。

4 処分理由

当該講師による行為は、全体の奉仕者として誠実且つ特に遵法の精神と高い倫理性が求められる教育公務員にあるまじき極めて恥ずべき非行であり、市民の信用を失うだけでなく、岡山市の学校教育や岡山市立学校園に勤務する教職員に対する信頼や期待を著しく失墜させるものです。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由該当として、処分を行うこととしました。

5 管理監督責任

上司である校長に対し、文書訓告を行いました。

【教育長コメント】

教育関係者が、総力を挙げて不祥事の根絶に取り組んでいる中、懲戒処分を行うこととなったということを非常に重く受け止めております。まことに申し訳ございません。

今後、教職員に対する服務規律の徹底及び不祥事の再発防止に向けてより一層強力に取り組み、教育に対する信頼回復に努めてまいります。

令和 7 年 9 月 30 日

岡山市教育委員会教育長 三宅 泰司

【参考】

○ 地方公務員法(抜粋)

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

○ 岡山市教育委員会懲戒処分の基準に関する規程(抜粋)

(懲戒処分の基準)

第2条 職員が行った行為が別表左欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員が行った行為の動機、態様及び結果、故意又は過失の度合い、他の職員及び社会に与える影響、当該職員の職責、当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類のうちの種類の懲戒処分(懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分)を行うものとする。

別表(第2条関係)

違反行為			懲戒処分の種類
幼児児童生徒関係	わいせつ行為等	幼児児童生徒に対しわいせつな行為を行うこと。	免職
公務外非行関係	淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をすること。	免職又は停職

【問い合わせ先】

岡山市 教職員課 高井・於東 直通086-803-1586 内線3831